平成２２年（フ）第３７５号
長野県松本市県１丁目７番21号　辰野マンション101号室、前住所埼玉県さいたま市見沼区大字南中野1202番地３
債務者　石田　敬子
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第３８９号
長野県松本市寿台７丁目１番６号
債務者　眞々部克樹
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第１３２３号
福岡県遠賀郡岡垣町野間南３番22号
債務者　三原　敬子（旧姓湊）
1　決定年月日時　平成23年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１６５７号
仙台市泉区将監９丁目３番３―201号
債務者　今野　紘衣
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１７０５号
仙台市太白区八木山南３丁目14番地の９　ライジングメイツ105
債務者　佐藤　光史（旧姓佐佐）
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１８５９号
仙台市太白区郡山３丁目３番13―２号
債務者　武村　美香（旧姓荻島）
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１８８６号
仙台市若林区南染師町20番地　エステマール205
債務者　菅野　祐子
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１９０７号
仙台市泉区高玉町11番地の１　パークシティ泉中央ウエストコート1007
債務者　伏谷　隆裕
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１９５６号
仙台市太白区向山１丁目４番10号　メゾンエトワール201
債務者　尾崎　　瞳
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８号
宮城県名取市田高字原598番地
債務者　佐伯　洋光
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第９号
宮城県名取市田高字原598番地
債務者　佐伯由佳里
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１８号
仙台市若林区荒井字大場伝14番地の４　ラ・エトワール403
債務者　大友美江子
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２０号
仙台市青葉区小松島２丁目20番20号　パールハイツ小松島105
債務者　佐藤　静子
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２１号
宮城県黒川郡富谷町ひより台２丁目29番地５サンコートひより台Ｂ棟101
債務者　佐々木裕美（旧姓八巻・三浦）
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６９号
宮城県気仙沼市常楽237番地12　丸和荘13号
債務者　熊谷多久美
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２２年（フ）第６３３号
秋田県潟上市天王字北野302番地106
債務者　岡部　悦子
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５６号
長野県松本市両島２番５号
債務者　高井　紀明
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
長野地方裁判所松本支部